京丹波町介護福祉士育成修学資金の貸与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、京丹波町(以下「町」という。)において介護福祉士 (社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2 項に規定する介護福祉士をいう。以下同じ。)として介護等の業務に従事 しようとする者に対し、養成施設等の修学に要する資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、地域福祉の充実に必要な介護人材の育成及び確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 養成施設等 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1 号から第3号及び第5号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大 臣が指定した学校並びに都道府県知事が指定した養成施設をいう。
  - (2) 介護等の業務 次に掲げるものをいう。
    - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居 宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介 護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指 定地域密着型介護予防サービス事業所及び同法第115条の4 5に規定する地域支援事業を行う事業所において行われる利用 者への介護、支援等の業務
    - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号)第28条に規定する障害福祉サ ービスを行う事業所において行われる利用者への介護、支援等の 業務
    - ウ その他町長がア及びイで規定する事業所と同等と認める事業 所において行われる利用者への介護、支援等の業務
  - (3) 法人等 次に掲げるものをいう。
    - ア 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第22条に規定する社 会福祉法人
    - イ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する 医療法人

- ウ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項 に規定する特定非営利活動法人
- エ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する株式会社
- オ アからエまでに定める法人と同等の法人として町長が認めるもの

(修学資金の貸与)

- 第3条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内において、無利息で修学資金を貸与することができる。
  - (1) 養成施設等に在学する者又は入学することが決定している者
  - (2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに、町内に おいて介護福祉士として介護等の業務に従事する意思を有する者 (修学資金の貸与額等)
- 第4条 修学資金の貸与額は、1学年につき100万円を限度とし、養成施設等の入学金及び授業料(実習費を含む)の合計(以下「対象経費」という。)の範囲内の額とする。
- 2 修学資金の貸与は、2学年分までとする。
- 3 第1項に規定する対象経費に対し、本修学資金と同趣旨であると町長が認める他の修学資金等を受けている場合は、1学年につき、当該対象 経費から、当該1学年あたりに受けると見込まれる修学資金等の額を差し引いた額を対象経費とする。

(返還の免除)

- 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部 の返還を免除するものとする。
  - (1) 修学資金の貸与を受けた者が、養成施設等を卒業した日(養成施設等を卒業後、更に他の養成施設等において修学した場合にあっては、当該他の養成施設等を卒業した日)以後の最初の4月1日から1年を経過する日までに、町内の介護等の業務を行う事業所(以下「町内事業所」という。)に職員として雇用され、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除き、引き続き3年間、町内事業所において、介護福祉士として介護等の業務に従事したとき。
  - (2) 前号に規定する介護等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の全部又は 一部の返還を免除することができる。
  - (1) 修学資金の貸与を受けた者が、死亡又は心身の著しい障害により貸与を受けた修学資金を返還することが困難となったとき。
  - (2) 前号に定めるもののほか、町長が特別の事由があると認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

## 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の養成施設等への入学者に対する貸与から適用する。